

国立大学法人岩手大学と福島国際研究教育機構との
連携・協力に関する協定書

国立大学法人岩手大学（以下「甲」という。）と福島国際研究教育機構（以下「乙」という。）は、岩手大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の教育研究の一層の充実と大学院生（以下「学生」という。）の資質の向上を図るとともに、相互の研究交流を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携・協力分野）

第1条 甲と乙が連携する分野は、研究科の全ての専攻とし、乙に所属する職員をもって充てる。

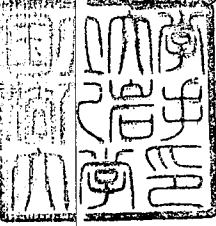
（客員教員）

第2条 甲と乙は、研究科の教育研究活動を一層活性化するため、研究科の教育及び研究指導を行う。

- 2 乙は、乙の職員の中から研究科の非常勤の教員候補予定者を推薦し、甲は推薦された者の資格審査を行い、非常勤の教員として採用する。
- 3 甲は、前項の職員に対し客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。
- 4 客員教員の任期は1年とするが、原則として研究指導を行う学生が所定の課程を修了するまで年度ごとに更新できるものとする。
- 5 甲は、客員教員に給与の支給は行わない。
- 6 客員教員は、甲又は乙の施設において、研究科の学生に研究指導を行う。
- 7 客員教員が乙において学生の研究指導を行う場合の施設・設備の使用料及び光熱水料は無償とし、消耗品等については必要に応じ甲が予算の範囲内で購入し乙に提供する。
- 8 客員教員には甲の予算の範囲内で研究費及び旅費が配分され、その経理は甲が行う。
- 9 客員教員は、研究科の管理・運営に関する次の事項を除き、甲の定めるところにより研究科教授会の構成員となるものとする。
 - （1）教員の人事に関する事項
 - （2）予算に関する事項
- 10 客員教員のその他の職務内容等は、甲の教員に準じて取り扱う。

（学生の資格等）

第3条 学生が乙に出向いて研究指導を受ける場合の資格又は身分は、乙の定めるところによる。

- 2 客員教員が乙において学生の研究指導等を行う場合には、甲は学生に対し、乙における
- 

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(その他)

第11条 甲は、乙において学生が研究指導を受ける際に、学生教育研究災害傷害保険及び学研災附帯賠償責任保険に加入するよう義務付ける。

2 乙において学生が関与する事故が生じた場合は、乙は遅滞なく甲に報告するものとし、事故発生等の状況等について調査のうえ、甲と乙の協議に基づき処理するものとする。ただし、軽微な場合はこの限りでない。

3 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、別途覚書を取り交わすこととする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲：岩手県盛岡市上田3丁目18番8号
国立大学法人岩手大学学長

山本欣郎

乙：福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番1号
福島国際研究教育機構理事長

山崎光悦